

平成19年第4回竜王町議会定例会（第1号）

平成19年12月4日

午前11時00分開会

於 議 場

1 議 事 日 程（1日目）

- |       |            |   |
|-------|------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |   |
| 日程第 2 | 会期の決定      |   |
| 日程第 3 | 議第66号      | 竜王町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例             |
| 日程第 4 | 議第67号      | 竜王町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例          |
| 日程第 5 | 議第68号      | 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                |
| 日程第 6 | 議第69号      | 竜王町企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例      |
| 日程第 7 | 議第70号      | 平成19年度竜王町一般会計補正予算（第4号）                  |
| 日程第 8 | 議第71号      | 平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）    |
| 日程第 9 | 議第72号      | 平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）    |
| 日程第10 | 議第73号      | 平成19年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第3号）          |
| 日程第11 | 議第74号      | 平成19年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）            |
| 日程第12 | 議第75号      | 平成19年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第3号）             |
| 日程第13 | 議第76号      | 平成19年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）              |
| 日程第14 | 議第77号      | 平成18年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について               |
| 日程第15 | 議第78号      | 平成18年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について |
| 日程第16 | 議第79号      | 平成18年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について |
| 日程第17 | 議第80号      | 平成18年度竜王町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について       |
| 日程第18 | 議第81号      | 平成18年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について         |

- 日程第 19 議第 82 号 平成 18 年度竜王町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 20 議第 83 号 平成 18 年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 21 議第 84 号 町道路線の認定について
- 日程第 22 議第 85 号 八日市衛生プラント組合規約の変更について
- 日程第 23 議第 86 号 布引斎苑組合の解散について
- 日程第 24 議第 87 号 布引斎苑組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 25 議員派遣について

**2 会議に出席した議員（12名）**

1番	岡山富男	2番	大橋弘
3番	村田通男	4番	山田義明
5番	山添勝之	6番	圖司重夫
7番	貴多正幸	8番	蔵口嘉寿男
9番	菱田三男	10番	小森重剛
11番	若井敏子	12番	寺島健一

**3 会議に欠席した議員**

なし

**4 会議録署名議員**

3番	村田通男	4番	山田義明
----	------	----	------

**5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者**

町長	山口喜代治	代表監査委員	小林徳男
副町長	勝見久男	教育長	岩井實成
会計管理者	青木進	総務政策主監	小西久次
住民福祉主監	北川治郎	産業建設主監	宮本博昭
総務課長	赤佐九彦	生活安全課課長補佐	知禿雅仁
住民税務課長	山添登代一	健康推進課長	竹山喜美枝
産業振興課長兼農業委員会事務局長	川部治夫	建設水道課長	田中秀樹
教育次長	松浦つや子	学務課長	木村公信

**6 職務のため議場に出席した者**

議会事務局長	布施九蔵	書記	古株三容子
--------	------	----	-------

開会 午前11時00分

**議長（寺島健一）** 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、12人であります。よって、定足数に達していますので、これより平成19年第4回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。山口町長。

**町長（山口喜代治）** 皆さん、こんにちは。

平成19年第4回定例会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日定例会を招集いたしましたところ、大変ご多用の中、全員ご出席賜り、厚くお礼を申し上げます。

師走の月に入りまして早や4日を迎えました。何かと気ぜわしい時期となり、議員各位には10月1日より、第14期議員として日々議会活動にご専念をいただいておりますことに心より敬意を表し、感謝を申し上げる次第であります。

なお、平素は町政万般にわたり格段のご指導・ご鞭撻を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日提案させていただく案件につきましては、条例改正4件、一般会計補正予算1件、特別会計補正予算6件、一般会計歳入歳出決算認定及び特別会計歳入歳出決算認定7件、町道認定1件、八日市衛生プラント組合規約の変更について1件、布引斎苑組合の解散について1件、布引斎苑組合の解散に伴う財産処分について1件、計22件を提案させていただくものであります。

議員の皆さま方には慎重なご審議を賜りご承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

竜王町におきましても盛りだくさんの課題が山積をしておりますので、町の現況情報を提供させていただき、議員の皆さまをはじめ町民の皆さま方、行政とが一体となり、竜王のまちづくりに努力をしまいる所存でございますので、よろしくお願いを申し上げまして、開会のごあいさつとさせていただきます。

**議長（寺島健一）** これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に、専決処分報告書および議会諸般報告書ならびに竜王町議会会議規則第119条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしくお願いたします。なお、説明は省略いたしますので、ご了承願います。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

**日程第 1 会議録署名議員の指名**

議長（寺島健一） それでは、日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 118 条の規定により、3 番 村田通男議員、4 番 山田義明議員を指名いたします。

~~~~~

**日程第 2 会期の決定**

議長（寺島健一） 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 12 月 21 日までの 18 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から 12 月 21 日までの 18 日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~

- |        |         |                                          |
|--------|---------|------------------------------------------|
| 日程第 3  | 議第 66 号 | 竜王町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例              |
| 日程第 4  | 議第 67 号 | 竜王町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例           |
| 日程第 5  | 議第 68 号 | 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                 |
| 日程第 6  | 議第 69 号 | 竜王町企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例       |
| 日程第 7  | 議第 70 号 | 平成 19 年度竜王町一般会計補正予算（第 4 号）               |
| 日程第 8  | 議第 71 号 | 平成 19 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号） |
| 日程第 9  | 議第 72 号 | 平成 19 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第 2 号） |
| 日程第 10 | 議第 73 号 | 平成 19 年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第 3 号）       |
| 日程第 11 | 議第 74 号 | 平成 19 年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）         |
| 日程第 12 | 議第 75 号 | 平成 19 年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）          |

- 日程第 1 3 議第 7 6 号 平成 1 9 年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 4 議第 7 7 号 平成 1 8 年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 5 議第 7 8 号 平成 1 8 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 6 議第 7 9 号 平成 1 8 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 7 議第 8 0 号 平成 1 8 年度竜王町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 8 議第 8 1 号 平成 1 8 年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 9 議第 8 2 号 平成 1 8 年度竜王町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 0 議第 8 3 号 平成 1 8 年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 1 議第 8 4 号 町道路線の認定について
- 日程第 2 2 議第 8 5 号 八日市衛生プラント組合規約の変更について
- 日程第 2 3 議第 8 6 号 布引斎苑組合の解散について
- 日程第 2 4 議第 8 7 号 布引斎苑組合の解散に伴う財産処分について

議長（寺島健一） 日程第 3 議第 6 6 号から日程第 2 4 議第 8 7 号までの 2 2 議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山口町長。

町長（山口喜代治） ただいま一括上程いただきました議第 6 6 号から議第 8 7 号までの 2 2 議案につきまして、順を追って提案理由を申し上げます。

まず、議第 6 6 号から議第 7 6 号までの 1 1 議案につきまして提案理由を申し上げます。

議第 6 6 号、竜王町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が平成 1 9 年 8 月 1 日に施行され、職員が職務を完全に離れることなく育児を行うことを可能とする育児のための短時間勤務を認める制度が創設されました。

育児短時間勤務とは、職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、常勤職員のまま、幾つかある勤務の形態から選択し、希望する日および時間帯に勤務することができる制度であります。

本町の職員においても、子育て支援を推進する観点から、本制度の導入を行うものとし、条例の施行日は平成20年1月1日からといたしたく、提案申し上げるものでございます。

次に、議第67号、竜王町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、先ほど説明申し上げました竜王町職員の育児休業等に関する条例と関連しており、育児短時間勤務制度の導入を行うにあたり、短時間勤務職員の1週間の勤務時間、週休日および勤務時間の割り振り、時間外勤務ならびに年次有給休暇についての取り扱いについて定める必要が生じますことから、条例の施行日は平成20年1月1日からといたしたく、提案申し上げるものでございます。

次に、議第68号、竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告に伴い一部改正するものです。

近年の公務員給与は、民間企業の厳しい経営環境を反映して、平成11年度以降5年連続で賞与の年間支給月数が対前年度比マイナスとなり、平成14年度以降2年連続で月例給の引き下げとなりましたが、平成16年度においては、景気の回復傾向を背景として、月例給・賞与とも、前年の水準が維持されました。

また、平成17年度は、公務員の月例給が民間を0.36%上回っていることから、月例給を民間水準まで引き下げ、賞与については、民間の年間支給割合が公務員の年間支給月数を上回ったことから、0.05月分の引き上げを行うことになりました。

併せて、この年の勧告時に公務員の給与制度の抜本的な改革を行うことが表明され、平成18年度から22年度までの5年間、職務級の徹底と成績主義の推進を図れる制度に転換をしていくこととなり、平成18年4月から4.8%の月例給の引き下げが実施されました。

また、この年の人事院勧告は、官民給与の格差は極めて小さいことから、給与の改定は行われませんでした。

本年は、民間給与と格差が0.35%となり、9年ぶりに月例給を引き上げる人事院勧告が行われました。

今回の給与改正の主なポイントといたしましては、1つ目に、官民格差を埋めるため初任給を中心に若年層に限定して月例給の引き上げを行うこと、2つ目に、子等に係る扶養手当を月額6,000円から6,500円に引き上げること、3つ目に、賞与を年間0.05月分引き上げを行うこととでございます。

給料と扶養手当の改正については、平成19年4月1日から適用し、賞与については12月賞与で引き上げることとし、既に支払い済みの給与に対して生じる差額については、本改正についてお認めをいただきました後に支給を行い、条例の施行日は公布の日からといたしたく、提案申し上げるものでございます。

次に、議第69号、竜王町企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が平成19年8月1日に施行され、育児休業を取得できる対象職員が、「3歳に満たない子を養育する者」から「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する者」に拡大されました。

また、雇用保険法の一部を改正する法律が平成19年10月1日に施行され、退職後1年以内に失業している場合に、雇用保険法に規定する基本手当の額に達する退職手当の支給を受けていない場合に、その差額に相当する金額を退職手当として支給できる職員の勤続期間を「6月以上」から「12月以上」に改められました。

これらの法改正に加えて文言の修正を行うため、一部改正し、条例の施行日は平成20年1月1日からといたしたく、提案申し上げるものでございます。

次に、議第70号、平成19年度竜王町一般会計補正予算（第4号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第3号）までの予算額が49億7,281万8,000円でございます。

今回、総額に歳入歳出それぞれ4,453万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億1,734万9,000円といたしたいものでございます。

今回の補正予算の主なものとしましては、議員定数を減数されたことにより報酬・手当・共済費の減額、町税過年度過誤納還付金、電算プログラム開発委託料、福祉医療扶助費、保育所運営費、県単独土木建設事業負担金、電子通信機器等借上料など、事業の進捗、実績の増減見込みによります予算調整、障害者自立支援基盤整備事業補助金、通所サービス利用促進事業補助金の増額および人件費の増額などでございます。

また、債務負担行為補正といたしましては、公民館教室用コンピュータ整備事業に対しまして、当初、債務負担行為の設定をお認めをいただいておりますが、執行方法を変更して、今年度、事業に機器等の備品購入費を補正予算に計上しておりますので、この事業に係る債務負担行為を廃止するものでございます。

地方債につきましては、臨時地方道整備事業債、中学校大規模改造事業債、臨時財政対策債に係る借入額の確定に伴う限度額の変更でございます。

次に、議第71号、平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）につきましては、現在お認めいただいております補正予算（第1号）までの予算額が8億4,652万円でございます。

今回、総額に歳入歳出それぞれ2,312万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,964万1,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、保険給付費が伸びたことによります療養給付費等の増額をお願いするものでございます。

歳入では、療養給付費等国庫負担金が271万9,000円、国庫財政調整交付金が147万6,000円、療養給付費等交付金が404万円、その他繰越金が1,326万3,000円のそれぞれ増額でございます。

歳出では、一般被保険者療養給付費が1,100万円、退職被保険者等療養給付費が400万円、一般被保険者高額療養費が500万円のそれぞれの増額でございます。

次に、議第72号、平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）につきましては、現在お認めいただいております補正予算（第1号）までの予算額が医科8,800万円、歯科5,143万7,000円でございます。

今回、総額に歳入歳出それぞれ医科200万円、歯科65万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ医科9,000万円、歯科5,208万9,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、医科では、医薬品衛生材料費の増額と人件費の調整等に係る一般管理費の増額、歯科では、人件費の調整等に係る一般管理費の増額でございます。歳入では、繰越金の増額でございます。

次に、議第73号、平成19年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、現在お認めいただいております補正予算（第2号）までの予算額が9億4,576万1,000円でございます。

今回、総額に歳入歳出それぞれ220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,796万1,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、老人医療費支給費が増嵩していること

から、医療費支給費負担金の増額をお願いするものでございます。

歳入につきましては、医療費支給費の増額に伴います支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金のそれぞれルール分の増額でございます。

次に、議第74号、平成19年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算額が5,800万円でございます。

今回、総額に歳入歳出それぞれ63万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,863万円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、園児・生徒の人数の見込みの調整等によります給食事業費の増額をお願いするものでございます。

歳入では、給食費負担金と繰越金の増額でございます。

次に、議第75号、平成19年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第2号）までの予算額が8億1,171万3,000円でございます。

今回、総額から歳入歳出それぞれ2,561万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,610万3,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、平成19年度の執行調整等によるもので、事業費の組み替え、公共下水道基本計画の見直し、事業再評価業務、琵琶湖流域下水道事業負担金等の増額と農業集落排水の機能強化対策工事等の減額でございます。

歳入では、繰越金の増額と一般会計繰入金ならびに町債の減額でございます。

また、執行調整によります地方債の変更につきましても補正措置をお願いするものでございます。

次に、議第76号、平成19年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの予算額が5億4,910万9,000円でございます。

今回、総額に歳入歳出それぞれ49万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,959万9,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、保険給付費の実績見込みによります保険給付費の調整と地域支援事業費の人件費の調整によります増額でございます。

歳入では、一般会計繰入金の増額でございます。

以上、議第66号から議第76号までの11議案につきまして提案理由を申し上げましたところでございますが、議第70号および議第75号につきましては、詳細について担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議を賜りご承認をいただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

**議長（寺島健一）** 赤佐総務課長。

**総務課長（赤佐九彦）** ただいま、町長から提案理由の説明があったわけですが、平成19年度竜王町一般会計補正予算（第4号）の内容について、お手元配付の補正予算の概要により、説明をさせていただきます。

平成19年度竜王町一般会計予算の総額は、お認めいただいております補正予算（第3号）までの予算額が49億7,281万8,000円で、今回、補正予算（第4号）として歳入歳出それぞれ4,453万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億1,734万9,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、まず歳入予算では、保育所入所者の増加に伴います保育所運営費負担金が727万4,000円の増額、事業費の確定に伴います中学校大規模改造事業国庫補助金が102万6,000円の増額、障害者自立支援緊急特別対策事業費県補助金が351万9,000円の増額、前年度繰越金が2,526万円の増額、保育所の町外からの入所者が減少したことに伴います広域入所受託運営費負担金が233万3,000円の減額、日野川揚水施設受益者納入金が100万円の増額、県単独土木建設事業費に係ります臨時地方道整備事業債が210万円、事業費の確定に伴います中学校大規模改造事業債が130万円、借入額の確定に伴います臨時財政対策債が250万円のそれぞれの増額などでございます。

次に、歳出予算の主なものといたしましては、議員定数が減数されたことによります議員報酬、手当、共済費が659万8,000円の減額、実績見込みによります町税過年度過誤納還付金が500万円の増額、発達障害の早期発見のための療養器具として障害者用備品が130万円、障害者の就労支援のための施設整備に係る障害者自立支援基盤整備事業補助金が150万円、障害福祉サービスを利用する障害者への送迎サービスを行っている通所サービスの提供事業者に対する通所サービス利用促進事業補助金が300万円、平成20年度の医療制度改革に伴う福祉医療業務に係る電算プログラム開発委託料が262万5,000円、実績見込みにより福祉医療扶助費が174万4,000円、保育所入所児童の増

に伴います保育所運営費が742万7,000円のそれぞれの増額、農業集落排水事業に係ります下水道特別会計繰出金が150万円の減額、日野川の取水施設の改修に係る日野川土地改良区負担金が250万円、県道水口竜王線の舗装工事に係る県単独土木建設事業負担金が240万円のそれぞれの増額、竜王小学校・竜王西小学校に今年度整備いたしました教育用コンピュータの額が確定したことに伴います電子通信機器等借上料が244万3,000円の減額、公民館でのIT講習会用の指導用備品が230万円の増額、事業費の額の確定により、給食センターの配膳車が177万6,000円の減額、先に町長から説明申し上げました竜王町職員の給与に関する条例の一部改正に伴います給与改正と時間外手当の執行見込み等によります人件費が1,280万1,000円の増額等でございます。

次に、債務負担行為補正の内容は、公民館教室用コンピュータ整備事業に係る債務負担行為の設定をお認めをいただいておりますが、先に歳出予算補正についてご説明を申し上げましたとおり、執行方法等を変更し、機器等を購入いたしたく、補正予算に計上しておりますので、この事業に係る債務負担行為を廃止するものでございます。

次に、地方債につきましては、借入額の確定による臨時地方道整備事業債210万円、中学校大規模改造事業債130万円、臨時財政対策債250万円のそれぞれの増額について、限度額の補正をお願いするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、平成19年度竜王町一般会計補正予算(第4号)の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

**議長(寺島健一)** 田中建設水道課長。

**建設水道課長(田中秀樹)** 引き続きまして、議第75号、平成19年度竜王町下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、その内容をご説明申し上げます。

一般会計および特別会計の「歳入歳出補正予算に関する説明書」59ページからの下水道事業特別会計補正予算(第3号)の「事項別明細書」によりまして説明申し上げます。

補正前の予算総額は、歳入歳出それぞれ8億1,171万3,000円で、今回総額から2,561万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を7億8,610万3,000円とさせていただきます。

補正予算の内容につきましては、先に町長より説明いただきましたが、平成1

9年度の執行調整等をさせていただくものでございます。

まず、歳入の関係でございますが、60ページの一般会計からの繰入金について、農業集落排水施設のマンホールポンプにおけるポンプ更新および通報装置の設置に係る工事費等の見直しに伴い150万円を減額、繰越金について、予算調整に299万円を増額させていただくものでございます。

次に、町債でございますが、2,710万円の減額。内訳といたしましては、特定環境保全公共下水道事業債110万円の増額、琵琶湖流域下水道事業債300万円の増額、農業集落排水事業債を3,120万円の減額をさせていただくものでございます。

次に、歳出の関係でございますが、61ページ、農業集落排水事業費の施設管理費を3,270万円減額させていただくものでございます。

その内容としましては、維持管理面からポンプの更新、通報装置の設置に係る予算計上をしていしましたが、今年度から月1回のマンホールポンプの維持管理を公共下水道と同様に委託管理し、日常点検を行い、異常の早期発見と修理に努めており、その結果として、ポンプの更新、通報装置の設置について、機器の性能も年々向上していることから、いましばらく現行管理を行っていきたく、減額とするものでございます。

公共下水道事業費につきましては、管渠築造費を709万円増額させていただくものでございます。

その内容といたしましては、公共下水道管渠工事の入札執行残による測量試験業務委託料への組み替え、公共下水道基本計画の見直し、事業再評価業務、事業精査による補償費の増額、流域下水道事業の工事増に伴う流域下水道事業負担金の増額をさせていただくものでございます。

以上、誠に簡単でございますが、下水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容説明といたします。よろしくご審議を賜りご承認をいただきますよう、お願い申し上げます。

**議長（寺島健一）** 山口町長。

**町長（山口喜代治）** 続きまして、議第77号から議第83号までの7議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第77号から議第83号までの7議案、平成18年度竜王町一般会計および特別会計の歳入歳出決算認定につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、去る7月4日から7日間にわたり町監査委員さんによる決算審査を終

えていただきましたので、同法第233条第3項の規定に基づき議会の認定に付するものでございます。

以上、議第77号から議第83号までの7議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、詳細につきましては会計管理者から説明させていただきますので、よろしくご審議賜りご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案理由とさせていただきます。

**議長（寺島健一）** 青木会計管理者。

**会計管理者（青木 進）** それでは、議第77号から議第83号までの7議案につきまして、提案説明をさせていただきます。

平成18年度一般会計ならびに各特別会計のそれぞれの決算につきましては、地方自治法第233条第1項および地方自治法施行令第166条ならびに同法施行規則第16条および第16条の2の規定により調整をいたしました決算概要につきまして、ご説明申し上げます。

まず、お手元に決算報告書をお届けいたしておりますが、これを中心にしてご説明申し上げたいと思います。

決算報告書の1ページをご覧くださいと思います。

一般会計の決算額は、歳入総額が69億8,637万1,041円で、歳出総額が67億1,460万2,040円となり、歳入歳出差引額は2億7,176万9,001円であります。

このうち、平成19年度に繰り越しました事業に要する財源823万3,000円を差し引きますと、実質収支額は2億6,353万6,001円の実質黒字となります。ここから、平成17年度の実質収支額を差し引きますと、単年度収支額は5,319万2,991円の黒字ということになります。さらに、財政調整基金積立金2億890万1,040円ならびに財政調整基金積立金取り崩し額1億7,500万円を調整いたしますと、実質単年度収支額は8,709万4,031円の黒字ということになります。

次に、決算報告書の2ページと85ページ以降の円グラフにより、決算収支の状況につきましてご説明申し上げます。

平成18年度の歳入歳出の款別ならびに性質別構成状況を図示いたしますと、円グラフのようになります。

まず、歳入の財源構成状況でございますが、自主財源が57.2%、前年度80.7%、依存財源が42.8%、前年度19.3%となっており、全体に占める自主

財源の割合は、依存財源を14.4ポイント上回っておりますが、前年度と比較いたしますと23.5ポイントの減となっております。

これは、18年度に町債の借換えを行ったことにより、依存財源の割合が増加したことによるものでございます。

また、前年度との比較については、自主財源は40億89万7,000円で、2億4,060万8,000円の減、対前年度比5.7%の減となり、主なものは、繰入金3億8,000万円で、8,763万8,000円の減、対前年度比は18.7%の減、諸収入が1億4,975万円で、9,723万8,000円の減、対前年度比39.4%の減となりました。

一方、依存財源につきましては、29億8,547万4,000円で、19億6,827万5,000円の増、対前年度比193.5%の増となっておりますが、主なものとして、地方譲与税が1億6,985万3,000円で、6,326万9,000円の増、対前年度比59.4%の増、地方特例交付金は4,055万円で、4,055万円の増で皆増となり、また借換え債の発行による町債が20億6,110万円で、18億740万円の増、対前年度比712.4%の増となっております。

次に、歳出での構成比を目的別に見てみますと、公債費が33.6%、民生費が13.1%、教育費が10.3%、総務費が9.1%、農林水産業費が8.0%、土木費が7.1%、諸支出金が6.8%、衛生費が5.4%、消防費が3.7%、商工費が1.6%、議会費が1.0%、労働費が0.2%、災害復旧費が0.1%となっております。

前年度との比較として、歳出総額は67億1,460万2,000円で、16億7,941万3,000円の増、対前年度比では33.4%の増となっております。

増となりました主なものは、借換え債を発行したことにより公債費は22億5,349万6,000円で、17億5,200万7,000円の増、対前年度比349.4%の増、単独道路改良工事等により、土木費は4億7,789万5,000円で、9,264万1,000円の増、対前年度比24.0%の増、中学校大規模改造事業等により、教育費は6億8,918万8,000円で、7,548万8,000円の増、対前年度比12.3%の増、土砂災害情報相互通報システム整備等により、消防費は2億5,112万4,000円で、2,401万3,000円の増、対前年度比10.6%の増、墓地整備事業補助金等により、衛生費は3億6,266万6,000円で、2,331万4,000円の増、対前年度比6.9%の増となっております。

一方、減となりました主なもので、農林水産業費では、日野川地区土地改良負担金の減少により5億4,100万9,000円で、1億7,183万3,000円の減、対前年度比24.1%の減、市町村たばこ税県交付金の減により、諸支出金は4億5,448万3,000円で、1億443万7,000円の減、対前年度比18.7%の減となっております。

次に、円グラフの一番最後でございますが、これらを性質別の構成比で見ますと、公債費は33.6%、人件費は14.8%、補助費等は14.5%、物件費は10.3%、操出金は10.1%、普通建設事業費は6.8%、扶助費は5.8%、積立金は3.7%、維持補修費は0.2%、貸付金および災害復旧事業費はそれぞれ0.1%となっております。

性質別の前年度との比較につきましては、先ほど申し上げました借換債の発行による公債費は22億5,349万6,000円で、17億5,200万7,000円の増、対前年度比349.4%の増、操出金は6億7,597万5,000円で、2億827万6,000円の増、対前年度比44.5%の増となっておりますが、基金の繰り替え運用による土地開発基金8,500万円、地域福祉基金1億2,000万円の操出によるものでございます。

主な普通建設事業につきましては、決算報告書2ページに列記しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

なお、詳細につきましては決算報告書の3ページから7ページにかけて、歳入につきまして款別に順を追って説明をしておりますので、説明を省略させていただきます。

また、歳出の詳細につきましては、決算報告書の7ページ以降と、別冊でお手元にお届けをいたしておりますB4判横長の資料でございますが、平成18年度主要施策の成果として、予算費目の順に事務事業ごとに上げておりますので、説明を省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

また、決算書の181ページから184ページにかけて、公有財産の土地及び建物の18年度中の増減ならびに年度末現在高を、また185ページには、出資金ならびに出損金の年度末状況を、さらに186ページからは、30万円以上の重要物品を、190ページには、基金の運用状況を上げておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

なお、「土地開発基金」・「用品等調達基金」の運用状況につきましては、別冊で2枚つづりの調書をお届けいたしておりますので、併せてご参照いただきます

よう、よろしくお願い申し上げます。

以上、平成18年度一般会計の決算概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

**議長（寺島健一）** この際、申し上げます。

ここで、午後1時まで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

**議長（寺島健一）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

青木会計管理者。

**会計管理者（青木 進）** それでは、引き続きまして、提案理由の説明を申し上げます。

議第78号、平成18年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）の決算概要につきまして、ご説明申し上げます。

決算報告書の64ページをご覧くださいと思います。

決算収支の状況は、歳入総額が8億532万9,296円、歳出総額が7億6,627万9,670円で、歳入歳出差引額は3,904万9,626円となりまして、実質収支額も同額となっております。ここから前年度の実質収支額を差し引きますと、単年度収支額は1,001万9,904円の黒字となり、財政調整基金の利子を調整しますと、実質単年度収支額は1,002万1,379円の黒字ということになります。

歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税が2億8,513万8,876円、国庫支出金が負担金と補助金を合わせまして2億1,236万5,006円、療養給付費等交付金が1億4,475万2,078円、一般会計からの繰入金4,510万4,303円でございます。

次に、歳出の主なものといたしまして、保険給付費が5億1,295万9,752円で、老人保健拠出金が1億2,086万5,213円でございます。

なお、国保の加入世帯数および被保険者数等につきましては、決算報告書の64ページに記載いたしておりますので、ご覧くださいと思います。

また、決算書の218ページに財産に関する調書を添付いたしておりますので、併せてご参照いただきたいと思っております。

以上、簡単ですが、国保事業勘定の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第79号、平成18年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）の決算概要につきまして、ご説明申し上げます。

決算報告書は67ページからでございます。

まず、医科の決算収支でございますが、歳入総額が9,003万1,820円、歳出総額が8,305万5,902円で、歳入歳出差引額は697万5,918円となりまして、実質収支額も同額となっております。ここから、前年度の実質収支額を差し引きますと、単年度収支額は159万1,864円の赤字となり、財政調整基金利子による積立金を調整いたしますと、実質単年度収支額は151万962円の赤字ということになります。

歳入の主なものといたしましては、診療収入の7,894万9,246円であります。

歳出では、総務費の4,672万9,262円でありまして、人件費ならびに施設管理費でございます。

次に、医業費の決算額が3,425万7,506円で、医薬品ならびに医療用消耗器材費でございます。

以上が、簡単でございますが、医科の内容でございます。

次に、決算報告書の68ページでございますが、歯科の決算収支につきましてご説明申し上げます。

歳入総額が5,973万4,301円、歳出総額が5,548万3,585円で、歳入歳出差引額は425万716円となりまして、実質収支額も同額となっております。ここから前年度の実質収支額を差し引きますと、単年度収支額は276万8,180円の赤字となりますが、財政調整基金積立金468万6,000円、さらに基金利子による積立金を調整しますと、実質単年度収支額は192万1,054円の黒字となります。

歳入の主なものは、医科同様、診療収入の4,174万6,530円と、繰入金968万8,000円でございます。

歳出では、総務費が4,120万3,113円で、人件費ならびに施設管理費などでございます。

次に、医業費の787万8,696円でございます。

なお、決算書の245ページに財産に関する調書を添付いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、国保医科・歯科施設勘定の決算概要の説明とさせていただきます。

議第80号、平成18年度竜王町老人保健医療事業特別会計の決算概要につきまして、ご説明申し上げます。

決算報告書は、70ページからでございます。

決算収支の状況でございますが、歳入総額が9億5,280万1,736円、歳出総額が9億5,346万1,148円でございます。

歳入歳出差引額は、65万9,412円の歳入不足となりましたので、翌年度の歳入を繰上充用したものでございます。

歳入の主なものは、支払基金交付金が5億2,167万9,345円で、これは社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

次に、国庫支出金が2億8,264万59円、県支出金が7,672万7,294円、一般会計からの繰入金が7,090万6,900円でございます。

次に、歳出でございますが、そのほとんどが老人保健医療の医療給付費で、9億596万688円でありまして、率にして決算総額の95.0%でございます。

前年度に比べますと、給付額におきましては6.5%の増となり、受診件数におきましては3.5%の減となっております。

以上、老人保健医療事業特別会計の決算の概要を申し上げ、提案説明といたします。

次に、議第81号、平成18年度竜王町学校給食事業特別会計の決算概要につきまして、ご説明申し上げます。

決算報告書は、72ページからでございます。

決算収支の状況でございますが、歳入総額が5,913万8,291円、歳出総額が5,856万7,329円で、歳入歳出差引額は57万962円となりまして、実質収支額も同額となっております。

歳入でございますが、そのほとんどが給食費負担金でございまして、決算額は5,874万2,929円で、歳入総額の99.3%となっております。

次に、歳出でございますが、ほとんどが給食材料費で、決算額が5,792万5,991円でございますが、これもまた歳出総額の98.9%を占めております。残りは、パンの包装・加工の委託料でございまして、前年度とほぼ同様の状況となっております。

以上、簡単でございますが、学校給食事業特別会計の決算の概要を申し上げ、提案説明といたします。

次に、議第82号、平成18年度竜王町下水道事業特別会計の決算概要につき

まして、ご説明申し上げます。

決算報告書は、74ページからでございます。

決算収支の状況でございますが、歳入総額が7億6,214万1,833円、歳出総額が7億2,617万4,542円で、歳入歳出差引額は3,596万7,291円となります。翌年度へ繰り越しました事業に要する財源が、決算書の281ページに記載をいたしておりますが、2,550万円でありますので、実質収支額は1,046万7,291円になるものでございます。

次に、歳入の主なものにつきましてご説明申し上げます。

使用料及び手数料の決算額が1億2,352万6,864円で、国庫支出金が7,130万円で、これは特定環境保全公共下水道事業の国庫補助金でございます。

次に、一般会計からの繰入金が2億4,350万9,000円であります。

次に、町債が2億6,160万円となっております。

次に、歳出の主なものとしたしまして、農業集落排水事業費の決算額が939万3,393円で、殿村・山中処理施設の維持・管理経費でございます。

次に、公共下水道事業費の決算額が2億9,665万2,578円でありまして、大きいものは管渠築造費でございます。

なお、平成19年度へ公共下水道事業費1億3,500万円の事業繰り越しをいたしております。

次に、公債費の決算額が4億2,012万8,571円でございます。

なお、決算書の282ページに財産に関する調書を添付いたしておりますので、後ほどご参照をいただきたいと思っております。

以上、下水道事業特別会計の決算概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第83号、平成18年度竜王町介護保険特別会計の決算概要につきまして、ご説明申し上げます。

決算報告書は、76ページからでございます。

決算収支の状況でございますが、歳入決算額が4億9,638万3,614円、歳出決算額が4億6,591万9,073円で、歳入歳出差引額は3,046万4,541円となりまして、実質収支額も同額となっております。

歳入の主なものとしたしましては、介護保険料が9,000万9,535円、国庫支出金が1億1,498万8,640円、支払基金交付金が1億3,074万円、県支出金が6,525万320円、一般会計からの繰入金が7,249万4,17

9円でございます。

歳出の主なものとしたしましては、保険給付金4億2,380万4,837円でございます。率にして、歳出総額の91.0%となっております。また、地域支援事業費が1,505万6,925円でございます。

この地域支援事業費は、介護保険法の改正により、平成18年度より新たに取り組みをいたしましたもので、地域包括支援センターを設置し、要介護状態にならない予防対策を主に実施し、医療・介護の総合相談、介護予防ケアマネジメント等の事業に要した費用でございます。介護保険財政の安定を図るため、介護給付費準備基金に基金利子を含め、1,102万9,283円の積立金でございます。

詳細につきましては、決算報告書の80ページから84ページにかけまして記載をいたしております。

また、決算書の313ページに財産に関する調書を添付いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、介護保険特別会計の決算概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

**議長（寺島健一）** それでは、ここで決算審査報告をお願いいたします。小林代表監査委員。

**代表監査委員（小林徳男）** それでは、決算審査の結果についてご報告をさせていただきます。

これにつきましては、去る9月28日付をもちまして、『平成18年度竜王町歳入歳出決算ならびに竜王町土地開発基金等運用状況審査の結果について』ということで町長宛に意見書を提出させていただいたところでございます。これの写しが皆さまのお手元にあると思いますが、これに基づきましてご報告申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず最初に、1番目といたしまして審査の対象でございますが、平成18年度竜王町一般会計歳入歳出決算および関係書類ほか18項目、都合19項目の関係書類を審査の対象といたしました。

2番目に、審査の期日でございますが、一般会計につきましては、7月4日をはじめといたしまして都合7日間、特別会計につきましては、7月6日をはじめといたしまして都合4日間実施をさせていただいたところでございます。

3番目といたしまして、審査の方法でございますが、町長より審査に付されました平成18年度各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収

支に関する調書および財産に関する調書につきまして、関係職員の説明を聴取しながら、計数の正確性および収入・支出の事務が法令に基づいて適正に処理されているかを確認めるとともに、関係諸帳簿および証拠書類と照合精査を行い、また予算執行状況の適否等についても慎重に審査を行ったところでございます。

次に、4番目といたしまして、決算の概要について申し上げます。すべて千円単位で申し上げます。

まず最初に、一般会計でございますが、初めに財政状況について申し上げます。

平成18年度一般会計の決算状況は、第1表のとおりでございます。

歳入決算額は69億8,637万1,000円、歳出決算額は67億1,460万2,000円となりました。歳入歳出差引額は2億7,176万9,000円となりました。

これを前年度比較で見ますと、歳入は17億2,766万7,000円、率にいたしまして32.9%の増加となりました。歳出につきましては、16億7,941万3,000円、同じく33.4%の増加となりまして、歳入歳出とも大幅に増加した結果となっております。

歳入についての前年度比較では、地方譲与税、地方特例交付金、国庫支出金、県支出金、町債等が増加しましたが、繰入金、繰越金、諸収入、地方交付税等が減少をいたしております。

また、歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源823万3,000円を差し引きいたしました実質収支額においては、2億6,353万6,000円の黒字となっております。

一方、前年度の実質収支額2億1,034万3,000円を差し引きしました単年度収支額においては、5,319万3,000円の黒字となっており、これに積立金ならびに積立金取り崩し額を調整した実質単年度収支額においては、8,709万4,000円の黒字決算となりました。

歳入に占めます自主財源につきましては、40億89万7,000円、全体の構成比といたしまして57.2%となりました。これは、前年度比較で金額は2億4,060万8,000円の減少、構成比につきましても23.5ポイント減少した結果となっております。

自主財源のうち町税収入につきましては、31億2,001万5,000円となっております。歳入全体に占めます割合は44.7%となりました。前年度に比較いたしまして、金額は1,913万4,000円の減少となり、構成比につき

ましては、全体の歳入額が増加したこともありまして、15.0ポイントと大幅に減少をいたしております。

町税減少の主な要因は、法人町民税が前年度と比較いたしまして9,915万8,000円減少したことおよび町たばこ税が1,599万2,000円減少したことによるものであります。法人町民税につきましては、町内特定企業の減少によるものであります。

一方で、個人町民税が2,702万6,000円、率にいたしまして5.9%および固定資産税が6,831万1,000円、同じく4.0%、それぞれ増加した結果となっております。固定資産税につきましては、特定企業の償却資産の増加によるものであります。

また、国・県支出金等の依存財源につきましては、29億8,547万4,000円、構成比で42.8%となりました。前年度と比較いたしまして、19億6,827万5,000円の大幅な増加となっておりますが、これは借換えに伴います町債発行分17億1,490万円が歳入額に加算されているためであります。

歳出では、予算現額68億4,534万円に対しまして、決算額は67億1,460万2,000円となりましたが、決算額の前年度比較では、金額で16億7,941万3,000円、率にいたしまして33.4%と、金額・率とも大幅に増加をいたしております。

また、歳出の予算現額に対します不用額は、金額で1億2,167万円、率にして1.8%となっております。

款別の歳出状況では、公債費が金額・率とも最も多く、次いで民生費、教育費、総務費の順となっております。これを前年度比較で項目別に見ました場合、予備費を除いて、13項目中増加は7項目、減少は6項目であります。項目別には、公債費、土木費、教育費等が増加しておりまして、農林水産業費、商工費、諸支出金等が減少をいたしております。

この中で、主な増減項目を見てみますと、まず1番目に農林水産業費でございますが、決算額は5億4,100万9,000円で、前年度比較1億7,183万3,000円の大幅な減少となりました。減少の主な要因は、国営日野川地区土地改良負担金が前年度と比較いたしまして1億6,060万1,000円減少したことによるものであります。農林水産業費の歳出総額に占めます割合は8.0%でありました。

2番目に、公債費でございます。決算額は22億5,349万6,000円とな

りました。前年度に比較いたしまして、金額で17億5,200万7,000円と大幅に増加をいたしております。増加しました要因につきましては、町債の借換えに伴いまして、既往の借入分を一旦全額返済したことによる支出金であります。借換えに伴います支出金額は17億1,643万1,000円でございます。公債費の歳出総額に占めます割合は33.6%でありました。

なお、借換えに伴います支出金額を除いた正味の支出金額を見てみますと、5億3,706万5,000円とありまして、歳出総額に占める割合は10.7%となります。

3番目に土木費でございますが、決算額は4億7,789万5,000円となりまして、前年度比較で9,264万1,000円の増加となりました。増加の主な要因は、町道エビス線新設に伴います費用9,288万5,000円の支出によるものであります。土木費の歳出総額に占めます割合は7.1%でありました。

4番目に、教育費であります。決算額は6億8,918万8,000円となりまして、前年度比較で7,548万8,000円の増加となりました。増加の主な要因は、中学校校舎大規模改造工事に伴います費用9,659万2,000円の支出によるものであります。教育費の歳出総額に占めます割合は10.3%でありました。

一方、性質別の歳出状況を見ますと、義務的経費につきましては、町債の借換えに伴います一括返済分の支出があったことにより、大幅に増加をしております。また、その他経費は増加いたしましたが、投資的経費については減少をしております。物件費等の諸経費につきましては、節減に向けて努力されている跡は見受けられました。今後とも、経費節減と効率的な財政運営に一層努力されることを期待いたします。

次に、主な指標について申し上げます。

まず1番目に、財政力指数でございます。財政力を判断する指数として用いられておりまして、この指数が高いほど財源に余裕があるとされており、この数値が単年度で1を超えますと、普通交付税の不交付団体となります。当町の財政力指数は、平成18年度で見ますと、単年度の指数が1.271となっておりまして、この結果、当年度も普通交付税の不交付団体となっております。

2番目に、経常収支比率でございます。財政構造の弾力性を判断する指標として用いられてまして、通常75%程度に収まるのが妥当と考えられておりまして、この数値が高いほど財政が硬直化していると言えます。平成18年度につきまし

ては、経常一般財源となります地方譲与税が増加したことおよび経常的経費充当一般財源であります人件費、維持補修費および補助費が減少したことにより、比率が低下した結果となっております。

3番目に、公債費比率でございますが、財政構造の健全性を保っていくためには、通常、この比率が低いことが望ましいとされています。平成18年度につきましては、実質公債費比率は比率算出の分母となります標準財政規模が前年度と比較いたしまして減少したことから、上昇をしております。また、起債許可制限比率につきましては、借換えに伴います償還額が減少したことにより、比率が低下した結果となっております。

4番目に、町債残高についてでございます。町債の残高は、一般会計・特別会計の合計で128億6,632万3,000円となりました。前年度と比較いたしまして950万2,000円減少した結果となっております。主な会計別の増減の内訳は、一般会計で2,817万7,000円減少いたしておりますが、下水道特別会計で2,152万2,000円増加をいたしております。

平成18年度中の起債及び償還につきましては、一般会計では起債額が3億4,620万円、償還額は3億7,284万8,000円、これはいずれも借換分を除いた数字でございます。特別会計につきましては、起債額2億6,160万円、償還額2億4,292万5,000円であります。

一般会計におけます年度中の起債の内訳につきましては、臨時財政対策債で1億9,020万円、町民税等減税補てん債で3,020万円、臨時地方道整備事業債で7,950万円、中学校大規模改造事業債で4,630万円となっております。

また、特別会計におけます起債は、公共下水道事業に伴います発行分2億6,160万円であります。

次に、町税の収入未済額および不納欠損状況について申し上げます。

平成18年度の町税の収入未済額は、合計で9,099万6,000円となっております。これは、前年度と比較いたしまして1,603万9,000円と大幅に増加した結果となっております。増加額の科目別内訳は、個人町民税で518万7,000円、法人町民税で6万円、固定資産税で1,044万2,000円および軽自動車税で35万円、それぞれ増加をしております。

収入未済額につきましては、日頃から担当課を中心に減少に向けて努力されているところでありますが、当年度の場合、特に個人町民税および固定資産税におきまして、上記のとおり収入未済額が大幅に増加しておりますことから、その原

因を十分に調査し、減少に向けての実効ある対策を講じられることが必要であると判断をいたします。

なお、平成18年度の不納欠損処理額は、金額で106万5,000円となっております。処理につきましては、税法の規定に基づきまして各々適正に処理されていることを認めました。

以上が一般会計の概要でございます。

次に、2番目といたしまして、特別会計について申し上げます。

平成18年度特別会計の決算状況は、第14表のとおりでございます。歳入決算額は、6会計合計で32億2,556万1,000円となりましたが、これは前年度に比較いたしまして4,309万6,000円、率にいたしまして1.3%の減少となりました。歳出決算額は31億894万1,000円で、前年度と比較いたしまして8,609万円、同じく2.7%の減少となりました。歳入歳出とも減少した結果となっております。

次に、個別の各会計ごとに概要を申し上げます。

1番目に、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）でございます。決算額は歳入総額で8億532万9,000円、歳出総額で7億6,627万9,000円となりました。歳入歳出差引額3,905万円を翌年度に繰り越した決算となりました。これを前年度比較で見ますと、歳入歳出とも増加をいたしております。

増加の主な項目は、歳入では、共同事業交付金、療養給付費等交付金、繰越金等でありまして、歳出では、共同事業拠出金、老人保健拠出金等が増加をいたしております。

また、平成18年度の保険料の収入未済額は5,307万6,000円となっております。前年度比較で813万円増加をしておりますが、前年度に続きまして大幅に増加した結果となっておりますので、この原因について調査を行い、実効ある対策を立案される必要があるものと判断をいたします。

2番目に、国民健康保険事業特別会計（施設勘定）でございますが、医科の決算額は歳入総額9,003万2,000円、歳出総額8,305万6,000円となりまして、歳入歳出差引額697万6,000円を翌年度に繰り越した決算内容となりました。

歯科の決算額は、歳入総額で5,973万4,000円、歳出総額で5,548万3,000円となりまして、歳入歳出差引額425万1,000円を繰り越した決算内容となっております。医科・歯科両施設とも、歳入歳出いずれも前年度比較

において減少をいたしております。

3番目に、老人保健医療事業特別会計でございます。決算額は歳入総額で9億5,280万2,000円、歳出総額は9億5,346万1,000円となりまして、歳入歳出差引額で65万9,000円の赤字決算となったため、赤字額を翌年度の繰上充用金にて補てんした結果となっております。歳入歳出額とも前年度と比較して増加をしておりますが、内容的には、医療給付費におきまして、件数では前年度比較で3.5%減少しているものの、給付額におきまして6.5%増加をしていることから、1件当たりの給付額が増加しているものと推測することができます。

4番目に、学校給食事業特別会計でございますが、決算額は歳入総額5,913万8,000円、歳出総額5,856万7,000円となり、歳入歳出差引額は57万1,000円となっております。歳入歳出総額とも前年度に比較して減少をいたしております。

5番目に、下水道事業特別会計でございます。決算額は、歳入総額7億6,214万2,000円、歳出総額は7億2,617万5,000円となりまして、歳入歳出差引額3,596万7,000円を翌年度に繰り越しております。

平成18年度末におけます使用料の収入未済額につきましては、585万5,000円となっております。前年度末と比較いたしますと23万1,000円の増加となっております。

一方、町債の発行残高は、平成18年度末現在で55億8,735万2,000円となっております。前年度末比較で2,152万2,000円の増加となりました。

本特別会計の町債残高は、事業の進捗とともに増加をしておりますが、下水道事業の普及に伴うものであり、やむを得ないものと言えますが、財政状況が極めて厳しくなっている状況でもあり、今後の運営につきましては十分な留意が必要と考えます。

なお、平成19年3月末におけます当町の下水道普及率は、農業集落排水事業も含めて76.7%でありまして、滋賀県全体の82.2%に比べますと、5.5%低くなっております。

6番目に、介護保険特別会計でございます。歳入総額は4億9,638万4,000円、歳出総額は4億6,591万9,000円となりまして、歳入歳出差引額3,046万5,000円を翌年度に繰り越しております。歳入歳出額とも前年度

比較で増加をいたしております。

以上が、各特別会計の概要でございます。

次に、5番目といたしまして、基金残高について申し上げます。

平成18年度末の基金残高につきましては、第19表のとおりであります。残高は11億4,978万円となりまして、前年度末に比較いたしまして9,028万8,000円増加をしております。

増減の内訳を基金別に見ますと、財政調整基金で3,390万1,000円、減債基金で4,008万3,000円、介護保険給付費準備基金で1,102万9,000円、国民健康保険事業（歯科）財政調整基金で468万9,000円、それぞれ増加しているのが主な増加項目であります。

また、前年度比較におきまして減少した基金はありませんでした。

いずれの基金につきましても、当町の重要な財産として確実な運用がなされていることを認めました。

次に、6番目といたしまして、一時借入金の状況でございます。平成18年度中の一時借入金は、第20表のとおりでございます。当年度の最高残高は4億円で、内訳はすべて一般会計における借り入れとなっております。当年度の一時借入限度額17億4,000万円、うち一般会計は10億円でございます。この範囲内で調達をされておりました。

なお、一時借り入れのために要しました18年度分の支払利息は、合計で13万6,821円となっております。

7番目といたしまして、土地開発基金の運用状況について申し上げます。平成18年度末の土地開発基金の運用状況は、第21表のとおりでございます。残高は2億4,839万8,000円となっております。前年度末と比較いたしまして22万円の増加となりましたが、増加の内訳は基金の受取利子を積み立てたものであります。

平成18年度末におけます土地の現在高は3万1,496.15㎡となっております。年度中の増減はありませんでした。

土地現在高の内訳は、農林公園用地が892㎡、農林公園施設用地が1万9,976㎡、診療所用地で1,270㎡、篠原駅周辺整備用地で1,417.15㎡、その他7,941㎡となっております。

なお、本基金にて保有している土地の中で長期間動きがなく、今後も開発される見込みが見られないような土地がありますが、このような土地が土地開発基金

の中にあることは、基金の趣旨を考えると疑問を感じるところであります。個別の土地につきまして検証をした上で、開発予定のない土地につきましては、行政財産へ移管した上で処分方法を検討されることが必要ではないかと考えます。

貸付金は、一般会計に対する貸付金8,500万円であります。

なお、平成18年度末におけます土地開発基金に属します現金の現在高は5,829万4,000円となっております。確実に運用されていることを認めました。

最後に、総括意見を申し上げます。

以上が、平成18年度の歳入歳出決算ならびに竜王町土地開発基金等の運用状況についての決算概要でございます。

一般会計につきましては、町債の借換えに伴います歳入歳出が加算されてきましたことから、歳入歳出とも前年度の比較において大幅に増加した結果となっておりますが、これを除いた歳入総額について見てみますと、52億7,147万1,000円となりまして、前年度比較で1,276万7,000円の増加となっております。

また、同じく歳出総額は49億9,817万1,000円となりました。前年度比較で3,701万8,000円の減少となっております。

このように、借換えに伴います歳入歳出を除外した正味の歳入歳出総額におきましては、ほぼ前年度並みの結果であると見ることができます。

内訳といたしましては、歳入面では、地方譲与税、地方特例交付金、国庫支出金、県支出金等が増加しましたが、繰入金、繰越金、諸収入等が減少をいたしております。歳出面では、公債費、土木費、教育費等が増加しており、農林水産業費、諸支出金等が減少をしております。

このような状況の中で、決算状況につきましては、減額補正すべきものができておらず、結果として不用額の発生に結びついたものや、前年度の国庫補助金で精算の結果、返還すべきものを期日を失念していたため延滞金が発生したものがありません。これらを除きましては、全体的に適切に運営されていると見受けました。

審査にあたりまして、関係諸帳簿との照合、計数の確認ならびに各会計の予算執行状況について慎重に審査を行いましたが、その結果、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。

また、審査を通じて、各会計とも諸経費の節減に向けて努力されていることは

感じることができました。

なお、平成18年度の場合、歳入歳出総額の中には、前述しましたとおり、町債の借換えによります金額が加算されており、今回の意見書で使用しました各種比率等の数値についても、これが加味されたものがあることを十分理解しておく必要があるものと考えます。

ここで、ちょっと補足をさせていただきます。

今、各種比率等と申し上げましたが、いろんなこの意見書の中に表を添付をさせていただいております。全体で21ほどの表があったと思います。この中で、例えば第1表で言いますと、増減率であるとか、あるいは対比の率であるとか、構成比、こういった数値を算出をしております。こういったものが該当をするということでございます。

ただし、第8表の財政力指数、それから第9表の経常収支比率、第10表に載せております実質公債費比率、起債許可制限比率、この表を出しておりますが、これにつきましては、財政担当課の方からちょうだいした数値でありまして、これにつきましては、もともとの率を出していただく時に、その数値は除外をされていると、こういうことであります。どうぞ、この点につきましてご理解をお願いを申し上げます。

本題に戻らせていただきます。

同時に、この借換えにつきましては、今後の公債費の増加に対応するため実施されたものであります。このことも含めて、今後の財政運営を考えた場合、1番目に、基本的には、歳入面は今後も年々厳しさを増してくること。2番目といたしまして、経常経費の増加に伴い、歳出面では増加傾向が続くこと等、財政の硬直化を進める要因が潜在化していることを念頭に置いて財政運営に取り組んでいくことが必要であり、そのためには、予算の作成段階から歳出面全般につきまして従来の感覚や前例にとらわれず、いま一度抜本的に個々の支出について必要性の検討を徹底した上で取り組みをすることが必要であると考えます。

次に、今回の審査を通じまして気づいた事項につきまして申し上げます。

最初に、土地開発基金の運用についてでございます。土地開発基金の運用状況につきましては、前述したとおりであります。保有している土地の中で長期間経過し、今後も開発される可能性が低いと思われる土地が見られます。このような土地が今後も本基金にて放置された場合、土地開発基金としての趣旨を考えた時、極めて疑問を感じるものであります。

したがって、いま一度、本基金において保有している土地につきまして、個別に当初保有した目的、今後の開発予定等を検証した上で、開発予定のない土地につきましては、行政財産へ移管した上で処分方法を検討されることが必要であると判断をいたします。

また、本基金は資金総枠を設定した上で、その中から開発土地の取得を行っているものでありますが、土地、貸付金、現金等の中身を見た時、数年前に土地を取得した以外は、ほぼ動きがない状態となっております。

このような状況を考えた時、資金の効率化を含め、当町の土地開発基金の制度そのものや今後のあり方について見直す時期が到来しているのではないかと考えます。この点について、ご検討いただくことを期待いたしまして、問題提起とさせていただきます。

2番目に、業務の効率化対策についてでございます。

当町の人件費を見ますと、臨時職員の人件費や法定福利費を含めた総人件費は過去2年間で大幅に減少をしております。18年度を見ました場合、前年度比較で4,382万6,000円の総人件費が減少しており、人件費削減に取り組まれた成果があらわれているものと言えます。

このことは、当町正職員数の減少、あるいは正職員の減少を臨時職員で補充等、人員削減の施策の実施により、総人件費の減少に結びついたものであることが言えます。

このように、職員数が減少した中で、当町全体の業務量が減少しないとすれば、職員1人当たりの業務量は当然増加をしてきますが、住民サービスに対する質や各部署における各種業務内容の質を低下させることなく業務を遂行していくためには、各種の業務に対する効率化が避けて通れないものでありまして、これを放置した場合、人件費は減少したものの、業務の質の低下や住民に対するサービスの質の低下が発生することになりかねない危惧を感じます。

このような観点から、業務に対する効率化への現在の取り組み状況、また今後の予定施策等について聴取をいたしましたが、残念ながら明確な取り組み姿勢や今後の方針を持って取り組んでいると感じることができませんでした。

したがって、今後は、各部署におきまして業務の効率化をどのように進めるかという明確な目標を持ち、これを実現するための具体的施策を進めていくことが自律推進でもあると考えます。

したがって、このことを十分認識をしていただき、今後の業務の効率化に取り

組んでいただくことを期待いたしまして、問題提起とさせていただきます。

3番目に、収入未済額の減少対策についてでございます。

平成18年度末におけます収入未済額は、町税・国民健康保険税・下水道使用料・介護保険料の合計で1億5,348万2,000円となっております。前年度と比較いたしますと2,453万2,000円増加した結果となっております。

項目別の内訳を見ますと、個人町民税、固定資産税および国民健康保険税が特に大幅に増加しており、3項目の増加額は2,375万9,000円となりまして、全体の増加額の大部分を占めておりますが、中でも国民健康保険税は2年連続で大幅に増加をしております。

未収金対策につきましては、日頃からきめ細かい対策を実施されるよう申し上げているところであり、担当課におきましてもそれなりの対策を検討されているようでありますが、ポイントは、1点目といたしまして、滞納発生時の初期動作を早く行うことが重要であり、このことを徹底をすること。2つ目が、自動振替口座から期日に引き落としができなかった情報については、遅くとも期日の2日後までには担当課長のもとに集まるシステムを確立することが必要であり、これが滞納整理の第一歩であることを認識し、徹底しないと、タイミングのよい督促活動ができない。このことが重要であります。

したがいまして、以上の点を徹底した上で、個別のケースごとに具体的な対応策を立案することが必要であり、このことを十分認識した上で実効ある対策を実施される必要があるものと考えます。

以上、今回の審査を通じて気づいた点について申し上げましたが、平成の大合併が進展する中で、地方分権改革や行財政改革の進展に伴い、自治体の財政面への影響がますます懸念されることが見込まれます。

このような状況の中で、当町が当町独自の特徴ある施策を実施していきながら、一方では、歳入歳出面のみならず、内容的にもバランスのとれた財政運営を目指して努力され、最終的には住民の福祉向上に寄与するよう努力されることを期待いたしまして、総括意見といたします。

以上でございます。

**議長（寺島健一）** 引き続き、提案理由の説明をお願いします。山口町長。

**町長（山口喜代治）** 続きまして、議第84号から議第87号までの4議案につきまして提案理由を申し上げます。

議第84号の町道路線の認定につきましては、竜王インターチェンジ周辺の「イ

ンターチェンジ活用産業振興」の施策を推進すべく、新規認定をお認めいただくものでございます。

ご高承のとおり、竜王町においては「個性溢れるたくましいまちづくり」を、「住宅地施策」「中心核整備」「インターチェンジ活用産業振興」の3本の柱で推進しております。

この中の「インターチェンジ活用産業振興」の取り組みにおいて、竜王インターチェンジ周辺の土地におきましては、去る8月、近江観光から約16haの土地の寄附を受けてきました。

この土地は、西部鉄道がリゾート計画に基づき開発しようとした土地であります。事業計画の断念から、土地の有効活用とのことから、土地の寄附を受けたところであります。

本町としては、この土地の利活用につきましては、公共的な施設の用地として現在計画検討しているところであります。

また、町有地に隣接して民間の商業施設の開発計画が平成22年春オープンに向け、事業の推進が図られております。

このような、竜王インターチェンジ周辺においては産業の活性化の兆しが見えてきており、竜王インターチェンジ供用開始後、実に26年有余の年を経て、西の山の明かりが見えてきたところであります。

このような状況の中、町有地を含めた、これらの土地利用計画を実現するための一番重要な取り組みは道路の整備であります。道路整備にあたっては、町有地への進入道路でありますとともに、インターチェンジ周辺の混雑を避けるためのバイパス的な役割を担います。

このようなことから、道路の位置づけとして、今回、町道薬師砂山線について新規認定をお願いするものであります。

以上、簡単であります。説明とさせていただきます。

次に、議第85号、八日市衛生プラント組合規約の変更につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、八日市衛生プラント組合規約を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により、議会の議決をいただきたく提案理由を申し上げます。

布引斎苑組合を解散し、八日市布引ライフ組合に統合を図るため、八日市衛生プラント組合規約を変更することについて協議いたしたく、本議案を提出させて

いただくものであります。

今回、変更いたします「八日市衛生プラント組合同規約」につきましては、最近における社会経済情勢にかんがみ、1市3町で構成しております一部事務組合におきましても、町の厳しい財政状況の中で、事務の効率化、経常経費の削減が求められており、両組合の統合を行うため、八日市衛生プラント組合同規約の一部を変更するものであります。

変更の主な内容につきましては、組合の名称を「八日市衛生プラント組合」から「八日市布引ライフ組合」に変更し、組合の共同処理する事務について、埋葬等に関する法律の規定による火葬場の設置、経営及び管理に関する事務を追加するものです。

次に、議第86号、布引斎苑組合の解散につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、平成20年3月2日をもって布引斎苑組合を解散することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により議会の議決をいただきたく、提案理由を申し上げます。

布引斎苑組合と八日市衛生プラント組合は、その共同処理する事務の統合を図るため、布引斎苑組合を解散することについて協議いたしたく、本議案を提出させていただきます。

今回解散いたします「布引斎苑組合」につきましては、最近における社会経済情勢にかんがみ、1市3町で構成しております一部事務組合におきましても、町の厳しい財政状況の中で、事務の効率化、経常経費の削減が求められております。八日市衛生プラント組合と統合を行うため、布引斎苑組合を解散するものでございます。

次に、議第87号、布引斎苑組合の解散に伴う財産処分につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、平成20年3月2日をもって布引斎苑組合を解散することに伴い、同組合の財産を八日市布引ライフ組合に帰属させることについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により議会の議決をいただきたく、提案理由を申し上げます。

布引斎苑組合が八日市布引ライフ組合と統合することにより解散するため、布引斎苑組合の財産を八日市布引ライフ組合に帰属させるものであります。

以上をもちまして、議第66号から議第87号までの22議案につきましては、順を追って提案理由を申し上げましたので、よろしくご審議を賜りご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（寺島健一） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第 2 5 議員派遣について

議長（寺島健一） 日程第 2 5 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第 1 1 9 条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思っております。なお、緊急を要する場合は議長においてこれを決定いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって、本件はそのように決定いたしました。なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長まで報告いただくようお願いいたします。

本日の議事日程は、これで全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2 時 1 4 分